

【確定申告資料収集 チェックリスト】

電子帳簿保存法対策 ～ 電帳法改正・電子保存の準備はできていますか？ ～

電子帳簿保存法とは、国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減するため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法について、電子データでの保存を認めたものとなります。







2022年1月、この電子帳簿保存法が改正されます。
※2023年12月31日までの2年間の猶予期間が設けられています。

今回の法改正によって電子データでの保存方法が大きく変わります。業務負担を軽減することを目的としていますが、電子取引に関しては電子保存が義務化されました。

「どのようなものが電子取引にあたるのか」は、下記の電子取引例をご参考になさってください。

電子保存対応が必要になる電子取引例

電子取引とは「取引情報の授受を電磁的方式により行う取引」のことをいいます。
電子メール、ホームページ、EDI取引により取引情報を授受する取引などがこれにあたります。

 電子メール 電子メールにより請求書や領収書などのデータを受領。	 ホームページ インターネットのホームページから請求書や領収書などのPDFファイルをダウンロード。	 クラウドサービス クラウドサービスを利用し、電子請求書や電子領収書を受領。
 クレジットカード クレジットカードの利用明細のクラウドサービスにより請求書や領収書などを受領。	 EDIシステム EDIシステムの利用。	 ペーパーレスFAX ペーパーレスFAXで請求書や領収書などのPDFファイルを受領。

電子取引の対応について迷われた方は、ぜひ辻・本郷 担当者までご相談ください。